

# 防除に向けた役割分担

地域で協力して「増やさないこと」、つまり捕獲を行うことが最も有効な防除方法です。

※屋外で、柵や網だけで農作物などをアライグマから守ることは困難であり、捕獲と平行した対策が必要です。

## 一人一人は…



見逃さない

- **アライグマについての正しい知識を学びましょう!**  
→ 特徴、生態、被害、法律、防除の方法など
- **アライグマを見分けられるようになりましょう!**  
→ 姿、食害の痕跡、足跡などの正しい見分け方
- **アライグマの目撃・被害情報を伝えましょう!**  
→ アライグマの姿や足跡などを見たら市町村役場に連絡する
- **捕獲に協力しましょう!**  
→ 行政などが実施する防除の講習会に参加して捕獲協力者になる

## 地域は…



増やさない

- 地域で協力して
- **アライグマがいなか監視の目を光らせましょう!**
  - **餌となる農作物やごみを放置しないようにしましょう!**
  - **納屋や畜舎、家に入られないよう工夫しましょう!**
  - **ワナの架設や点検に積極的に協力しましょう!**

## 市町村は… 都道府県は… 国は…



「負けない地域づくり」を手助けします!

- **情報収集**: 広域の分布状況を把握します。
- **計画策定**: 防除計画を策定します。
- **人材育成**: 普及・啓発のためのパンフレット作成、講習会の実施、捕獲協力者の育成などを実施します。
- **捕獲支援**: 地域住民による捕獲を指導・支援します。
- **モニタリング**: 防除効果の検証を実施します。
- **広域連携**: 市町村・県・国が広域連携し効率的防除を実施します。

## 外来種、外来生物法とは…

外来種とは、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物です。中でも生物多様性、人身、農林水産業を脅かすものを侵略的外来種といいます。外来生物法では、侵略的外来種による被害を防止するため、これを特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入、販売、野に放つといった行為を規制しています。アライグマとカニクイアライグマは特定外来生物です。

環境省「外来生物法—特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」  
<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

## 特定外来生物 アライグマによる被害を防ごう!

発行年月:平成 25 年 3 月  
制作:株式会社 地域環境計画  
発行:環境省 九州地方環境事務所 野生生物課  
〒862-0913  
熊本県熊本市東区尾ノ上1丁目 6-22  
TEL 096-214-0339  
FAX 096-214-0350



特定外来生物に指定されているアライグマは、全国的に深刻な**農作物被害**をもたらしており、その被害額は右肩上がりとなっています。

また、**家屋に侵入することによる損壊や糞尿による衛生被害**も報告されているほか、**感染症の媒介や、子供等に危害を加える危険性**も懸念されています。

現在、全国各地でアライグマの根絶を最終目標とした防除が進められています。



## Step1!

アライグマのことを知ろう!



アライグマによる被害を防ぐためには、アライグマのことや被害の実態をよく知ることが第一歩です。

※アライグマについては「**特定外来生物アライグマ**」に詳しく掲載しています。このパンフレットとあわせてご覧下さい。

アライグマによる被害を防ぐための3つのステップ!

## Step2!

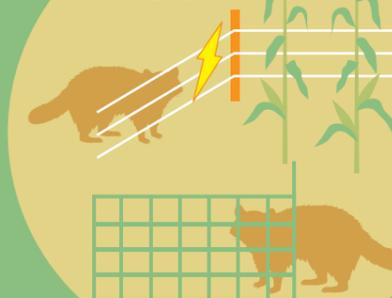
みつけよう!



対策を立てるには、まずアライグマの存在にいち早く気付くこと!

## Step3!

防除しよう!



「防ぐ」+「除く」の両面から対処が必要です。廃棄する農作物にも注意!

# みつげよう！

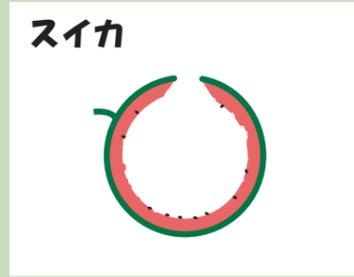
アライグマは警戒心が強く、直接会うことはなかなかできませんが、【足跡や食べ跡を見つける】【無人で作動するセンサーカメラで撮影する】などの方法で、その存在を明らかにすることができます。

## 痕跡を見つける

これらの痕跡を見つけたら、それはアライグマがいる証拠です。疑わしいものを見つけたら、カメラ（携帯電話のカメラでも可）で撮影して役所・役場へ連絡しましょう。

### ■足跡

### ■アライグマの特徴がよく現れる食べ跡（カラスとの比較）



- ・指の数は5本。
- ・前足が子供の手のような形。
- ・大きさは5cm程度まで。
- ・ぬかるみや畑のマルチなどによく残る。

- ・アライグマは器用に皮をむいて食べる。
- ・カラスの場合はつつき跡や、皮の内側に身が残りやすい。

- ・アライグマは穴をあけて、前足で中身を器用にくり抜いて食べる。
- ・カラスの場合は皮や内側につつき跡が残る。



※写真を撮るときは、必ず大きさの比較ができるもの（定規、ボールペン、タバコの箱など）を横におきましょう。

## 足跡をとる（足跡トラップ）

アライグマの足跡はとても特徴的ですが、足跡の残りやすいぬかるみや砂地はどこにでもあるわけではありません。そこで、身近にあるものを使って足跡をとる方法をご紹介します。



- ・用意するものは、目の細かい泥か石灰、誘引用の餌（キャラメル味のスナック菓子等）、餌を入れる水切りネットです。
- ・畑で使用される黒マルチとマルチ止めもあれば便利です。

- ・けもの道付近など、動物が通りそうな場所をえらび、地面の枝や落ち葉を払って平らにします。
- ・1m×1m程度の大きさに黒マルチを敷いて風でなびかないようにマルチ止め等で固定し、上に泥か石灰を敷きます。

- ・敷いた黒マルチの真ん中に、少量の誘引餌を入れた水切りネットをマルチ止め等で固定します。
- ・誘引餌には、キャラメル味のスナック菓子など、作物との関連が薄い加工品を使いましょう。

※果物などを使うと、味をしめて作物を荒らす危険性があります。

# アライグマの見分け方

アライグマを見かけたり、写真にとることができた時、他の動物とどう見分ければよいのでしょうか？

アライグマを外見で見分ける最大のポイントは「尻尾のしま模様」です。また、よくアライグマと間違われるタヌキは足が黒いですが、アライグマは灰色なのも特徴です。



全体に灰色の体色と尻尾の縞模様が特徴

頭胴長：41～60cm  
尾長：20～41cm  
体重：4～10kg



体色は茶色、尻尾に縞模様がなく、脚は黒色。

頭胴長：50～60cm  
尾長：13～19cm  
体重：4～8kg



鼻筋が白く鼻が大きい、強大な爪、短い尾、ずんぐりした体型。九州地方ではハクビシンと混同されやすい。

頭胴長：52～68cm  
尾長：12～18cm  
体重：5～13kg



額から鼻にかけて白いすじがあり、足と尾は黒色、体は灰色。九州地方ではアナグマと混同されやすい。

頭胴長：48～60cm  
尾長：35～49cm  
体重：1.9～5.0kg



# 防除しよう！

## 防ぐ（建物への侵入や作物への被害を防ぐ）

### ●廃棄する農作物を放置しない！

→アライグマを農地へ呼び寄せる原因になります。



廃棄ミカンを食べるアライグマ

### ●家屋や小屋に入らせない！（ねぐらや餌を求めての侵入を防ぐ）

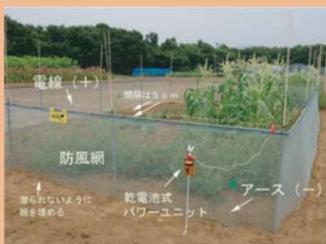
→入口になるすきまを塞ぎましょう。



小屋の壁を降りるアライグマ

### ●作物を守る！

→電気柵や侵入防止柵（※白落くんが有効）を設置することで、農地への侵入を食い止めます。



※「白落くん」は防風ネットと電気柵を組み合わせた侵入防止柵です。元々ハクビシン対策のために開発された柵ですが、アライグマにも有効とされています。

写真提供：埼玉県農林総合研究センター

## 除く（外来生物法にもとづく捕獲）

野生動物の捕獲には、通常、鳥獣保護法にもとづく狩猟免許（わな猟）が必要です。しかし、外来生物法にもとづく特定外来生物の防除においては、「自治体等による技術指導を受け、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術をもつ者」ならば、有免許者でなくとも捕獲に従事することができます。

### 注意！！

捕獲に使う「わな」は、用法をあやまると思わぬ事故を引き起こす危険性があります。そのため、わなの取り扱いには、安全に使用するための知識と技術が必要です。また、捕獲したアライグマを安全かつ適正に処分するためにも、正しい知識を身につける必要があります。

「捕獲しなければ」という時には、必ず所轄の自治体（鳥獣害対策部署）にご相談のうえ、指導を受けて下さい。

詳細な方法や注意点については、環境省や九州地方の各県で整備された手引きがとても参考になります。

・環境省：アライグマ防除の手引き（計画的な防除の進め方）  
[http://www.env.go.jp/nature/intro/4control/files/manual\\_raccoon.pdf](http://www.env.go.jp/nature/intro/4control/files/manual_raccoon.pdf)

・「農林水産省：野生鳥獣被害防止マニュアル アライグマ、ヌートリア、マンガース、タイワンリス - 特定外来生物編 -」  
[http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h\\_manual/h22\\_03.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_manual/h22_03.html)

・長崎県：アライグマ対策の手引き  
<http://www.n-nourin.jp/ah/sesaku/nouseika/tyoujyuu/manyuaru/araiguma221005.pdf>

・佐賀県：アライグマ防除のための手引き  
<http://www.pref.saga.lg.jp/web/var/rev0/0074/8054/hyousi-mokuji.pdf>

・大分県：アライグマ防除のための手引き  
<http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/142453.pdf>



捕獲に使用する箱わな



捕獲のための講習会